

○高松市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日

条例第9号

改正 平成12年7月11日条例第30号

平成23年12月20日条例第45号

平成26年3月28日条例第10号

平成26年4月1日用字用語整備施行

令和元年9月26日条例第10号

高松市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高松市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 社会福祉法第12条第1項の規定により、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を代理する委員)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

- 6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第3項及び第4項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(高松市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

- 2 高松市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成10年高松市条例第39号）は、廃止する。

附 則（平成12年7月11日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第45号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。